案件番号： 121124012

令和6年度

茨 城 港 灯 浮 標 他 維 持 管 理 工 事

特　記　仕　様　書

令　和　６　年　２　月
国土交通省関東地方整備局
鹿島港湾・空港整備事務所

１．工事概要

本工事は、茨城港常陸那珂港区の灯浮標及び標識灯の修理工事及び維持管理を行うものである。
なお、本工事については、以下に示す試行等の対象工事である。

・施工能力評価型（施工体制確認型）総合評価落札方式の試行工事及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事
・「若手技術者を配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について評価する工事であり、実施した場合には工事成績評定の加点を行う。

２．施工場所

茨城港常陸那珂港区内(別添図参照)

３．工　　期

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

４．管理用基準

基準面：発注者の管理用基準面とする。茨城港（T.P.-0.890m)(測地成果2011)
基準点：監督職員の指示による。[世界測地系](測地成果2011)

なお、図面に示している座標は世界測地系（測地成果2011）の座標を示している。
また、隣接する既設構造物の座標が一致しない場合は、監督職員と協議して座標を決定するものとする。

５．工事内容

工 種 名 称	規格・形状寸法	単 位	数 量	参考数量	摘 要
灯浮標他維持管理工事					
修理工事					
灯浮標撤去	別添図参照	基	5		A,U,V,P,Q
灯浮標設置	別添図参照	基	5		A,U,V,P,Q
灯浮標係留索交換	別添図参照	基	5		A,U,V,P,Q
灯浮標塗装	別添図参照	基	3		H-16, I-1, I-2
文字入れ	別添図参照	基	3		H-16, I-1, I-2
電池交換	別添図参照	式	1		H-2, H-7, H-12, H-14
維持管理					
維持管理（１）	点検別表参照	式	1	灯浮標7基、標識灯8基	
維持管理（２）	点検別表参照	式	1	港外3基、港内4基	

６．支給材料、貸与物件及び寄託物品

６－１　　支給材料　　なし

品　　名	品質・規格	単位	数量	引 渡 場 所	引 渡 時 期	摘　　要
防食板	Z-9	個	2	別添図参照	契約締結後14日以降	

６－２　　貸与物件　　なし

６－３　　寄託物品

品　　名 （管理No.）	品質・規格	単位	数量	対象作業	引 渡 場 所 引 渡 時 期	返 還 場 所 返 還 時 期	摘　　要
灯浮標 (H-2)	ZWB-130型	基	1	点検、交換、移設	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	浮体のみ 代替基→（Ｐ）
灯浮標 (H-7)	ZWB-130型	基	1	点検、交換	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	ｼﾝｶｰ等含む （Ｒ）
灯浮標 (H-8)	ZWB-130型	基	1	点検	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	ｼﾝｶｰ等含む （Ｓ）

品　　名 （管理No.）	品質・規格	単位	数量	対象作業	引 渡 場 所 引 渡 時 期	返 還 場 所 返 還 時 期	摘　　要
灯浮標 (H-12)	ZWB-130型	基	1	点検、交換、移設	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	浮体のみ 代替基→（Ｖ）
灯浮標 (H-13)	ZWB-130型	基	1	－	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	浮体のみ 代替基
灯浮標 (H-14)	ZWB-130型	基	1	点検、交換、移設	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	浮体のみ 代替基→（Ｑ）
灯浮標 (H-16)	ZWB-130型	基	1	点検、交換、移設	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	ｼﾝｶｰ等含む （Ｑ）→代替基
灯浮標 (H-17)	ZWB-130型	基	1	点検	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	ｼﾝｶｰ等含む （Ａ）
灯浮標 (H-18)	ZWB-130型	基	1	点検	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	ｼﾝｶｰ等含む （Ｕ）
灯浮標 (I-1)	ZWB-130型	基	1	点検、交換、移設	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	ｼﾝｶｰ等含む （Ｖ）→代替基
灯浮標 (I-2)	ZWB-130型	基	1	点検、交換、移設	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	ｼﾝｶｰ等含む （Ｐ）→代替基
標識灯	E-10型	基	1	点検、交換	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	北ふ頭 （５）
標識灯	ラッコⅡ	基	1	点検	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	海上打継場 （７）
標識灯	ラッコⅡ	基	1	点検	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	海上打継場 （８）
標識灯	RSL-P202型	基	1	点検	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	作業基地 （１１）
標識灯	B型	基	1	点検	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	中央ふ頭 （１３）
標識灯	B型	基	1	点検	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	中央ふ頭 （１４）
標識灯	B型	基	1	点検	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	東防波堤 （１８）
標識灯	B型	基	1	点検	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	東防波堤 （２０）
標識灯	L-3型	基	4	－	別添図参照 令和6年4月1日	別添図参照 令和7年3月31日	（予備）

６－４　　その他

代替基は点灯確認後に使用するものとし、その他の箇所に異常があった場合は、監督職員と協議するものとする。なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。

７．工事仕様

７－１　　総　則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾工事共通仕様書」（国土交通省港湾局 令和５年３月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と別途協議し実施するものとする。

７－２　　修理工事

（１）　修理する灯浮標は、修理別表－１のとおりとし、８月の修理を予定している。

ただし、点検（１）～（２）の結果により変更する場合は監督職員と協議するものとし、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。

７－２－１　灯浮標撤去・設置

修理する灯浮標は、撤去のうえ代替基を設置するものとする。なお、灯浮標は修理完了後、別添図の場所へ仮置くものとし、詳細については監督職員の指示によるものとする。

７－２－２　灯浮標係留索交換

（１）　係留索の取替は、別添図のとおり行うものとする。なお、取替えた係留索は受注者の責任において適正に処分するものとする。

（２）　スタッドリンクチェーン、アンカーシャックル、ジョイニングシャックル、スイベルピースの品質は、JIS F 3303 2種同等品以上とし、監督職員の承諾を得るものとする。

（３）　各シャックルの取付にあたっては、脱落防止処理を行うものとする。

（４）　係留索交換により発生したスタッドリンクチェーン等については、スクラップ処分とするものとする。

７－２－３　灯浮標塗装

（１）　灯浮標陸揚げ後は、カキ殻等の付着物を除去・清掃するものとし、発生したカキ殻等は適正な廃棄物処分場へ運搬し、処分するものとする。
なお、数量は想定で算出しているため、数量に変更が生じた場合は、工期末日までに契約変更を行うものとする。

（２）　灯浮標の清掃後、修理別表－２のとおり、下地処理及び塗装を行うものとする。なお、塗料の規格については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

７－２－４　文字入れ

灯浮標塗装後、文字入れを行うものとし、内容は下記のとおりとする。なお、文字入れはシール（□10cm程度/文字）によるものを想定している。使用する材料については、監督職員の承諾を得るものとする。

・文字入れ内容（33文字/基）・・・○は管理№とする。
関東地方整備局　茨城港出張所
TEL０２９－２８５－５０１５
（Ｈ－○）又は（Ｉ－○）　※2カ所

７－２－５　防食板交換

防食板の取替は、別添図のとおり行うものとする。
なお、取替えた防食板は受注者の責任において適正に処分するものとする。

７－２－６　電池交換

（１）　灯浮標設置前において、修理別表－１に基づく電池交換を行うものとする。

（２）　修理する灯浮標の電池は、受注者の責任において適正に処分するものとする。

７－３　維持管理

７－３－１　維持管理（１）

（１）　点検（１）の作業は、灯浮標の点滅作動の点検、レンズ・フィルターの点検・清掃、パッキンの水密状況、係留索等の点検を行うものである。

（２）　点検（２）の作業は、標識灯の点滅作動の点検、レンズ・フィルターの点検・清掃、パッキンの水密状況、電池交換を行うものである。

（３）　点検（２）は、点検別表－２のとおり予定しているが、別件工事等により点検時期及び項目の変更が生じた場合は、工期末日までに契約変更を行うものとする。

（４）　当該工事期間中に灯浮標または標識灯の流失・破損等が確認された場合には、監督職員の指示により応急処置を行うものとする。なお、応急処置後は監督職員とその後の対応について協議するものとする。

（５）　点検（１）～(２)により異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、監督職員の指示により処理するものとする。なお、監督職員の指示により業務内容を変更したものについては、工期末日までに契約変更を行うものとする。

（６）　受注者は、点検（１）～(２)の点検結果に基づき、必要があれば修理・維持管理計画を見直すこととし、修理項目の優先順位等に変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

（７）　維持管理（１）について、上記以外に監督職員の指示により作業が発生した場合は、工期末日までに契約変更を行うものとする。

７－３－２　維持管理（２）

（１）　維持管理（２）は各灯浮標が設置されている地点において、点検（１）を実施しない月に１回／2ヶ月の頻度で、潜水士によりチェーン類の異常及びシンカー埋没状況等の目視確認を行うものとする。なお、実施時期は６月下旬～７月上旬、９月下旬～１０月上旬、１２月下旬～１月上旬、３月下旬を想定している。

（２）　潜水調査において、回数・場所等が変更となった場合及び監督職員との協議により、別途、機材等が必要となった場合は、工期末日までに契約変更を行うものとする。

（３）　当該工事期間中に灯浮標の流失・破損等が確認された場合は、監督職員の指示により応急処置を行うものとする。なお、応急処置後は監督職員とその後の対応について協議するものとする。

８．その他

８－１　　本工事の履行にあたっては、工程等について監督職員と連絡を密にして施工するものとする。

８－２　　点検にあたっては、安全に十分注意するとともに、灯浮標、標識灯ならびに既設構造物等に損傷を与えないよう留意して行うものとする。
　なお、損傷を与えた場合は受注者の責任において修理するものとする。

８－３　　別添図に示す灯浮標及び標識灯の形式及び設置位置は、当局の都合により変更する場合がある。これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

８－４　　本工事の施工にあたり、航行船舶との事故防止のため、灯浮標設置撤去・灯浮標点検・潜水調査時の潜水作業においては、安全監視船を１隻配備するものとする。

８－５　　工事契約書18条、19条の規定により工事内容を変更した場合は、工費を変更する場合がある。なお、この場合、工期末日までに契約変更を行うものとする。

８－６　再生資源の利用等

（１）特定建設資材の分別解体等・再資源化等

１）　受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律平成12年5月31日法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。）第１１条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第１０条第１項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これにより難い場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

２）　本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
　なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

イ）分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　程	作　業　内　容	分　別　解　体　等　の　方　法
	①仮設工	仮設工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （ 修理工 ）	その他の工事 □ 有　■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

３）　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
　なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

（２） 建設副産物

建設副産物を搬入する場合又は建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン(平成１４年５月)」に定めた様式１［再生資源利用計画書(実施書)］及び様式２［再生資源利用促進計画書(実施書)］を監督職員に提出しなければならない。

（３） 建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。

（４） その他

契約締結後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

８－７　再生資源利用促進計画

（１） 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（２） 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（３） 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「（２）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

（４） 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

８－８　船舶の回航・えい航

（１）　本工事に使用する起重機船は、在港の作業船を使用することを想定しているが、使用が困難な場合には確認請求を行い監督職員と別途協議しなければならない。

（２）　起重機船の回航・えい航は、当該港への入出港を確認できる書面等（状況写真でも可）をもって確認し、出入港元（先）が近場になる場合及び他工事に従事する場合については、監督職員と別途協議しなければならない。

（３）　起重機船の回航・えい航において、付属船の配備が必要となる場合は、曳航許可書等により監督職員と別途協議しなければならない。

（４）　起重機船の回航・えい航において、その疑義が生じた場合は、監督職員と別途協議しなければならない。

（５）　回航・えい航に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。

８－９　JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)に関する事項

８－９－１　適用

（１）　当該工事は、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)認証取得している受注者が希望する場合、監督業務の一部を受注者の自主的な施工管理活動を活用する等の「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を行う工事である。

なお、受注者が共同企業体の場合における「ISO9001認証取得している受注者」とは、すべての構成員がISO9001認証取得者である共同企業体をいう。

「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を希望する受注者は、工事請負契約後１４日以内に、次に掲げる書類を添えて申請書を提出しなければならない。ただし、３）及び４）に掲げる書類については、１）に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

１）　ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
２）　ISO9001審査に係る次の書類
　イ．直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。)の写し
　ロ．イの審査に係る合否判定結果の写し
３）　申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001認証取得している場合にあっては、その旨を示す書類
４）　ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類
５）　申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が４月から７月までの場合にあっては前々年度及びその前年度)に地方整備局の所掌する港湾工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての請負工事成績評定通知書の写し
６）　５）の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に地方整備局の所掌する港湾工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の請負工事成績評定通知書の写し

（２）　契約締結後、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)の認証の維持に関して不測の事態又は疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に報告し、協議するものとする。

（３）　ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合は、従来の監督業務のうち、「指定材料の確認」、「工事施工状況の確認」、「出来形の確認」、「施工状況検査」については、原則として、受注者の自主的な施工管理活動を活用して実施するものとする。また、適切な時期に、監督職員が受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握するものとする。

（４）　監督職員が、適切な時期に受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握した結果、不都合が多いと認められた場合は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを中止し、従前の監督業務を実施するものとする。

８－９－２　当該工事品質計画書の提出

ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合、受注者は、品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書)のうち、当該工事品質計画書を工事着手前までに監督職員に提出するものとする。

この場合、施工計画書と当該工事品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、品質計画書の記述を施工計画書に参照又は引用する構成で作成してもよい。または、当品質計画書の記述を施工計画書に参照又は引用する構成で作成してもよい。または、当該工事品質計画書と施工計画書の双方が網羅されていれば１冊に統合した構成で作成してもよい。なお、施工計画書と当該工事品質計画書の構成については、監督職員と協議の上決定し作成するものとする。また、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとに当該工事品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工事品質計画書において各組織との関係を明確に記述するものとする。特に各組織に分担された工事の進め方等について記述するものとする。

（１） 受注者が甲型経常建設共同企業体の場合

甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者、もしくは、出資比率が同率の場合はどちらか一方(以下「出資比率が最大の者等」という。)の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。

ただし、工場製作等で代表企業と作業場所を異にする作業がある場合には、当該作業を行う共同企業体構成員も認証取得しているものとする。また、甲型経常建設共同企業体については出資比率の最大の者等の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用することを当該工事品質計画書に記述するものとする。また、当該工事品質計画書又は施工計画書には、代表者と構成員の関係を記述するものとする。

８－９－３　検査時の提出書類

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、監督業務のうち、受注者の品質システムに基づき作成する、品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要事項が網羅されている場合に限り、監督職員が承諾の上、指定様式等によらず受注者の自主検査記録等の様式により提出しても良いものとする。

８－９－４　内部品質監査の実施

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、以下に定める事項に基づき、内部品質監査を実施するものとする。

（１） 内部品質監査員の資格基準

内部品質監査における監査チームのリーダーは、１０年以上の現場経験を有し、技術士もしくは１級土木施工管理技士等の資格を有すると共に、(財)日本適合性認定協会（ＪＡＢ）の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成セミナー（研修）またはそれと同等の研修を終了し、その後、現場作業所を対象に監査チームのリーダーを経験した者とする。

（２） 実施時期

内部品質監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、６ヶ月を越えない間隔で実施する。なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、当該工事で実際に内部品質監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

（３） 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を定めるものとする。なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を記述するものとする。

（４） 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、検査・測定装置の管理担当者を定めて、校正、使用前点検等を実施し、適切に管理するものとする。また、検査・測定装置及び試験装置の管理の記録に関し、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする検査・測定装置及び試験装置の名称、管理担当者、承認者及び管理方法を記述するものとする。対象となる検査・測定装置とは、その結果が目視等では確認できず数字のみでしか管理できないものとする。

（５） トレーサビリティの確保

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、必要とする材料について、工事完了後に、使用場所、時期、品質が確認できるよう、管理を行うものとする。トレーサビリティの管理の記録に関して、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする材料について管理項目、管理方法を具体的に記述するものとする。

（６） 品質記録

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従うものとする。

８－10　技術的所見（施工計画書）

（１）技術提案実施計画書

受注者は、入札時に提案した技術的所見（施工計画書）に基づき、従来の施工計画書とは別冊で技術提案実施計画書を作成し、施工しなければならない。また、受注者は履行確認方法を監督職員と協議し、併せて技術提案実施計画書に記載の上、監督職員に提出しなければならない。

（２）技術提案の変更

発注者の事情による設計条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術的所見（施工計画書）に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案実施計画書の変更を行い、監督職員に提出するものとする。

（３）その他

技術的所見（施工計画書）に基づく請負代金額の変更は行わないものとする。

８－11　工事コスト調査について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「共通仕様書」に記載されたものの他、追加として下記の調査に協力しなければならない。

（１）　受注者は、下請負者の協力を得て下記の調査票を作成し、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については別途監督職員から指示する。

（２）　受注者は、提出された調査票等について、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）　提出された調査票は、原則として、関東地方整備局及び鹿島港湾・空港整備事務所のホームページにより公表する。

資　料　名	内　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表－３	受注者の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	受注者の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	受注者、下請負者の工事費内訳

８－12　低入札契約におけるモニターカメラの設置

予算決算及び会計令８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

８－13　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、監督職員の指示した工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

８－14　総価契約単価合意方式の実施について

（１）　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事であり、実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」に基づき行うものとする。

（２）　発注者・受注者間で締結した単価及び出来高確認方法合意書は、公表することができるものとする。

８－15　現場技術員の配置について

（１）　本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う現場技術員を配置する。

（２）　本工事を担当する現場技術員の氏名は後日通知する。

（３）　現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、現場技術員は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

８－16　契約内容の変更手続きについて

（１）　本工事における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

（２）　設計変更等については、工事請負契約書第１８条から第２６条及び港湾工事共通仕様書本編１－１－１６から１－１－１８などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

（３）　施工方法を想定し費用を算出している工種について、契約締結後に判明した現場状況等により、施工方法等が変更となる時は、監督職員と協議し、その費用を変更する場合がある。
なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

８－17　管理技術者及び主任技術者の配置

（１）　維持管理業務の期間は、管理技術者を配置するものとする。

（２）　修理工事の期間は、主任技術者を工事現場へ配置するものとする。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

８－18　工事中の安全確保

工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」、港湾局技術企画課及び港湾工事安全推進官が定める「港湾空港関係直轄工事の事故防止に係る重点対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、「重点安全対策」及び「港湾空港関係直轄工事の事故防止に係る重点対策」については、監督職員より別途通知する。

８－19　高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令（平成２７年４月１日施行）に伴い、潜水作業を行う場合は、安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。

８－20　無人航空機を使用する際の情報流出防止策

（１）　本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

１）インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

２）インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する。機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後、確実に消去するなどの措置を講じる。

（２）　前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

８－21　　快適トイレの試行

（１）内 容

受注者は、現場に以下の1)～11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。12)～17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

1) 洋式便器
2) 水洗機能及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
3) 臭い逆流防止機能
4) 容易に開かない施錠機能
5) 照明設備
6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重５kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
10) 鏡と洗面器
11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
13) 擬音装置（機能を含む）
14) 着替え台
15) 臭気対策機能の多重化
16) 室内温度の調整が可能な設備
17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基準等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1)～6)及び【付属品として備えるもの】7)～11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基･月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で１基ずつ２基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

（３）その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

８－22　　工事品質確保調整会議について

（１）工事品質確保調整会議の開催

本工事は、円滑な工事の実施及び品質の確保を図ること等を目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、施工における条件、工事工程の確認及び調整、施工計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下、「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の照査を完了した工事着手前を基本とするが、監督職員と協議し決定するものとする。なお、「設計の確認」及び「下請への確認」のため調整会議を開催することができる。また、施工途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、監督職員より通知する「工事品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

（２） 設計変更について

本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性等について協議を行う場である、調整会議の開催について主任現場監督職員に対して要請することができる。

（３） 設計の確認について

１） 本工事は、工事着手前及び施工段階において設計思想の伝達及び情報共有を図ることを目的として、発注者、設計者及び受注者が一堂に会を開催することができる。

２） 開催時期は、受注者が設計図書の照査を完了した後を基本とするが、監督職員と協議し決定するものとする。なお、施工途中において設計図書等の内容に疑義が生じた場合、複数回開催する場合もある。

（４） 下請への確認について

本工事は、発注者、受注者及び下請業者において当該工事契約内容等について相互確認するため、発注者及び受注者間の協議により開催することができる。

８－23 働き易い職場環境を整備した工事

（１） 働き易い職場環境を整備した工事とは、８－21の快適トイレを導入した工事で、かつ現場事務所において以下のいずれかの職場環境を整備した工事である。

・休憩室と独立して設置された喫煙室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

（２） 受注者は、実施状況を監督職員へ提出するものとする。

８－24 担い手育成活動を実施した工事

（１） 担い手育成活動を実施した工事とは、土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若手に対し、受注者自らの企画・立案により現場視察・実習、講習会等を開催し、建設業への関心の喚起や建設技術の習得の機会を提供した工事である。

（注）受注者（下請を含む）の職員を対象としたものは対象外。

（２） 受注者は、担い手育成活動を行う場合、事前に現場視察・実習、講習会等の目的、参加者、開催状況、効果等を記載した計画書を監督職員に提出するものとする。また、開催後に開催状況の実績を記載した書面を監督職員に提出するものとする。

８－25 本工事において、工事実施状況の記録資料（映像撮影、写真撮影、その他各種資料(概要説明資料等)）の作成について監督職員から指示があった場合は、これに対応するものとする。なお、作成仕様については、事前に監督職員と協議するものとし、これに伴う費用は、工期末日までに契約変更を行うものとする。

また、記録資料に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）については、工事完了時に当局に無償で譲渡するものとする。

８－26 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、すべて監督職員と協議して決定しなければならない。

以　　上

修理別表－１

灯浮標位置		係留索取替	施工前		施工後		清掃	塗装	文字入れ	防食板取替				電池交換				備考
			管理No.	規格	管理No.	規格	カキ殻落とし			対象	規格	数量	作業	対象	規格	数量	作業	
茨城港 常陸那珂港区	A	○	H-17	ZWB-130型	H-17	ZWB-130型	―	―	―	―	Z-9	―	―	―	8AM1-7	―	―	―
	U	○	H-18	ZWB-130型	H-18	ZWB-130型	―	―	―	―	Z-9	―	―	―	8AM1-7	―	―	―
	V	○	I-1	ZWB-130型	H-12	ZWB-130型	I-1	I-1	I-1	I-1	Z-9	2	取外・処分	I-1	8AM1-7	3	取外・処分	修理後→仮置
	P	○※	I-2	ZWB-130型	H-2	ZWB-130型	I-2	I-2	I-2	I-2	Z-9	2	取外・処分	I-2	8AM1-7	3	取外・処分	修理後→仮置
	Q	○※	H-16	ZWB-130型	H-14	ZWB-130型	H-16	H-16	H-16	H-16	Z-9	2	取外・処分	H-16	8AM1-7	3	取外・処分	修理後→仮置
	R	―	H-7	ZWB-130型	H-7	ZWB-130型	―	―	―	―	Z-3	―	―	H-7	8AM1-7	3	購入・交換・処分	―
	S	―	H-8	ZWB-130型	H-8	ZWB-130型	―	―	―	―	Z-3	―	―	―	8AM1-7	―	―	―
	仮置場	―	H-2	ZWB-130型	I-2	ZWB-130型	―	―	―	H-2	Z-3	2	購入・取付	H-2	8AM1-7	3	購入・取付	―
	仮置場	―	H-12	ZWB-130型	I-1	ZWB-130型	―	―	―	H-12	Z-9	2	支給材取付	H-12	8AM1-7	3	購入・取付	―
	仮置場	―	H-13	ZWB-130型	H-13	ZWB-130型	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	仮置場	―	H-14	ZWB-130型	H-16	ZWB-130型	―	―	―	H-14	Z-3	2	購入・取付	H-14	8AM1-7	3	購入・取付	―

※灯浮標の交換に伴うアンカーシャックルの取替のみ

修理別表－２

灯浮標規格	塗装		箇所	（参考）下地処理及び塗料	塗装回数	乾燥膜厚（μm/回）
ZWB-130型	アルミ部	素地調整	全面	ﾊﾟﾜｰﾌﾞﾗｼ等	―	―
		下塗り	全面	ｴﾎﾟｷｼ樹脂系ﾌﾟﾗｲﾏｰ	1	30
		中塗り	吃水下	ｴﾎﾟｷｼ樹脂塗料	1	100
		上塗り	吃水上	ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ樹脂系塗料	2	30
			吃水下	加水分解型船底防汚塗料	1	100
	鉄部	素地調整	全面	ﾌﾞﾗｽﾄ処理	―	―
		下塗り	吃水下	ｴﾎﾟｷｼ系塗料	2	100
		上塗り	吃水下	加水分解型船底防汚塗料	1	100

点検別表－１　点検（１）　灯浮標

位　　置		管理No.		規　　格	電　池	個 数	係留索・シンカー・レンズ・フィルター・パッキン等の点検				摘　要
		修理前	修理後				５月	８月	１１月	２月	
茨城港 常陸那珂 港区	A	H-17	H-17	ZWB-130型	8AM1-7	3	○△	―	○△	○△	港外
	U	H-18	H-18	ZWB-130型	8AM1-7	3	○△	―	○△	○△	港外
	V	I-1	H-12	ZWB-130型/ZWB-130型	8AM1-7	3	○△	―	○△	○△	港外
	P	I-2	H-2	ZWB-130型/ZWB-130型	8AM1-7	3	○△	―	○△	○△	港内
	Q	H-16	H-14	ZWB-130型/ZWB-130型	8AM1-7	3	○△	―	○△	○△	港内
	R	H-7	H-7	ZWB-130型	8AM1-7	3	○△	○△	○△	○△	港内
	S	H-8	H-8	ZWB-130型	8AM1-7	3	○△	○△	○△	○△	港内

※○：係留索・シンカー点検、△：レンズ・フィルター・パッキン等点検、―：修理工事時に併せて実施

※点検（１）を実施しない月において、維持管理（２）（係留索の潜水調査）を行うものとする（1回/2ヶ月、計4回）。

点検別表－２　点検（２）　標識灯

位　　置		設置場所	規　　格	電　池	個 数	レンズ・フィルター・パッキン等の点検 ４回／年				摘　要
						５月	８月	１１月	２月	
茨城港常陸那珂港区	5	北ふ頭	E-10型	KAN-100	2個	◎	○	◎	○	陸上
	7	海上打継場	ラッコⅡ	太陽電池	―	○	○	○	○	陸上
	8	海上打継場	ラッコⅡ	太陽電池	―	○	○	○	○	陸上
	11	作業基地	RSL-P202型	太陽電池	―	○	○	○	○	陸上
	13	中央ふ頭	B型	太陽電池	―	○	○	○	○	海上
	14	中央ふ頭	B型	太陽電池	―	○	○	○	○	海上
	18	東防波堤	B型	太陽電池	―	○	○	○	○	海上
	20	東防波堤	B型	太陽電池	―	○	○	○	○	海上
	予 備 1	東防波堤（仮置堤）	L-3型	蓄電池 小型シール鉛蓄電池 (2L 4.5Ah)	1個	―	―	―	―	
	予 備 2	東防波堤（仮置堤）	L-3型	蓄電池 小型シール鉛蓄電池 (2L 4.5Ah)	1個	―	―	―	―	
	予 備 3	東防波堤（仮置堤）	L-3型	蓄電池 小型シール鉛蓄電池 (2L 4.5Ah)	1個	―	―	―	―	
	予 備 4	東防波堤（仮置堤）	L-3型	蓄電池 小型シール鉛蓄電池 (2L 4.5Ah)	1個	―	―	―	―	

※○：ﾚﾝｽﾞﾌｨﾙﾀｰ・ﾊﾟｯｷﾝ等点検、◎：ﾚﾝｽﾞﾌｨﾙﾀｰ・ﾊﾟｯｷﾝ等点検並びに電池交換

工事数量総括表

注）　本工事数量総括表内の数量は参考数量であり、完成検査時の確認及び設計変更の対象数量は、特記仕様書本文内の工事内容に示す数量とする。

関東地方整備局
鹿島港湾・空港整備事務所

工　事　数　量　総　括　表

工事名	令和６年度　茨城港灯浮標他維持管理工事	事業区分	港湾整備
		工事区分	防波堤

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（今回）		数量増減	摘　　要
灯浮標他維持管理						
修理工事						
灯浮標設置撤去工						
灯浮標設置撤去		基	5			（港外）A、U、V
						（港内）P、Q
修理工						
かき落とし		式	1			16m2：H-16、I-1、I-2
係留索等材料費		式	1			
灯浮標運搬		式	1			H-16、I-1、I-2
運搬処理工						
運搬費		式	1			かき殻 703kg　ｽｸﾗｯﾌﾟ　2.5t
処分費		式	1			かき殻 703kg　電池　1式
維持管理						
維持管理（１）						
点検（１）	灯浮標　点検別表-1参照	式	1			（港外）A、U、V
						（港内）P、Q、R、S
点検（２）	標識灯　点検別表-2参照	式	1			（海上・港外）18、20
						（海上・港内）13、14
						（陸上）5、7、8、11
維持管理（２）						
潜水調査		式	1			（港外）A、U、V
						（港内）P、Q、R、S

工事名	令和６年度　茨城港灯浮標他維持管理工事	事業区分	港湾整備
		工事区分	防波堤

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（今回）		数量増減	摘　　要
共通仮設						
共通仮設費（積上）						
安全費						
安全対策	安全監視船	式	1			
共通仮設費（率計上）		式	1			
現場環境改善費（率計上）		式	1			
現場管理費		式	1			
一般管理費等		式	1			契約保証費含む
スクラップ		式	1			鉄屑　　2.5t
灯浮標塗装費		式	1			H-16、I-1、I-2

令和６年度

茨城港灯浮標他維持管理工事

図　番	名　　称	摘　要
1	位　　置　　図	
2	灯　浮　標　詳　細　図　（　1　）	
3	灯　浮　標　詳　細　図　（　2　）	

茨城港常陸那珂港区計画平面図

位置	管理No.		修理前		修理後	
	修理前	修理後	X	Y	X	Y
A	H-17	H-17	44,116.950	73,554.150	44,116.950	73,554.150
U	H-18	H-18	43,752.174	72,421.613	43,752.174	72,421.613
V	I-1	H-12	43,818.022	72,683.013	43,818.022	72,683.013
P	I-2	H-2	47,255.588	71,167.594	47,255.588	71,167.594
Q	H-16	H-14	47,257.898	71,410.504	47,257.898	71,410.504
R	H-7	H-7	49,196.574	71,425.980	49,196.574	71,425.980
S	H-8	H-8	49,196.574	71,679.280	49,196.574	71,679.280

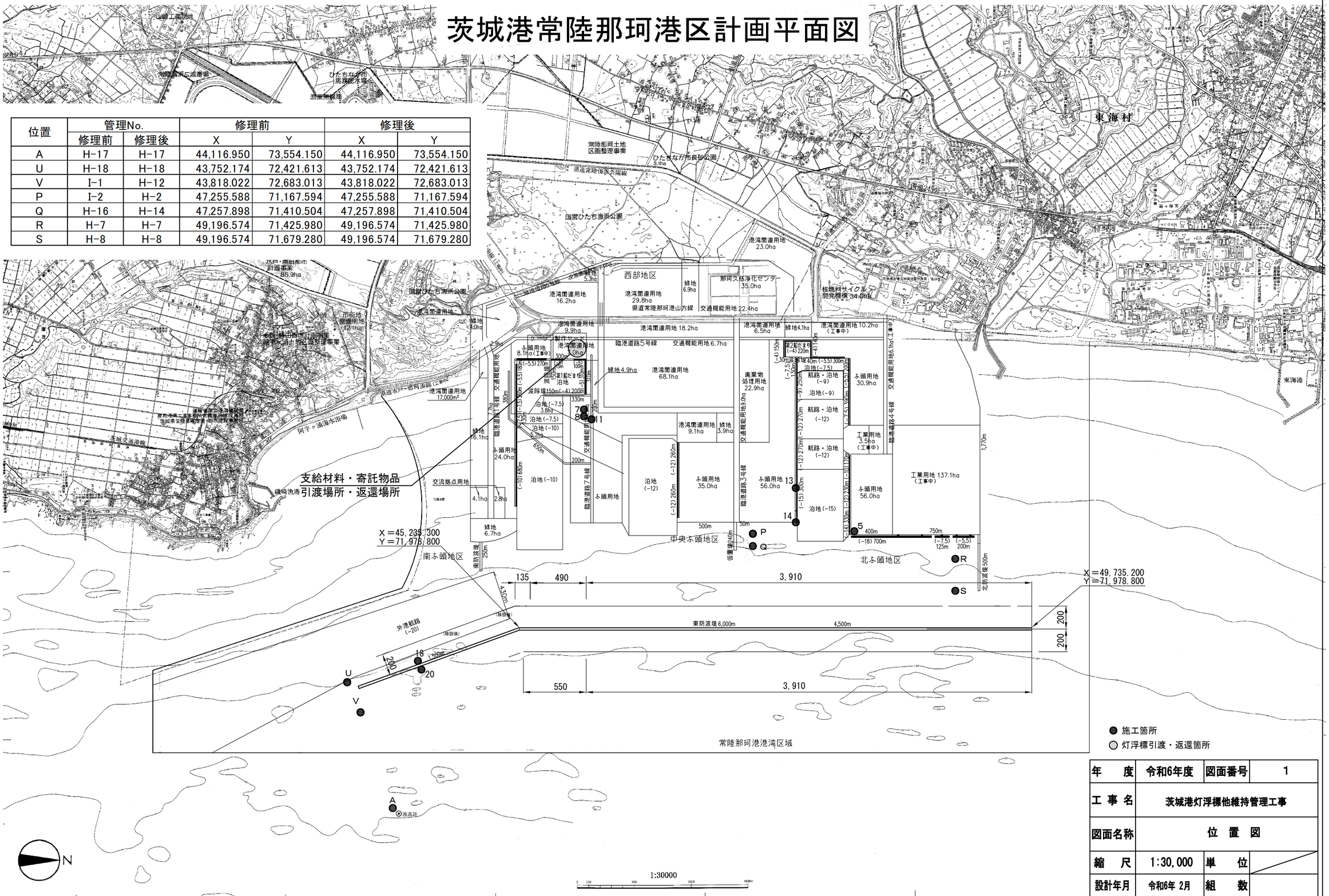

年　度	令和6年度	図面番号	1
工 事 名	茨城港灯浮標他維持管理工事		
図面名称	位　置　図		
縮　尺	1:30,000	単　位	
設計年月	令和6年 2月	組　数	
国土交通省　関東地方整備局　鹿島港湾・空港整備事務所			

灯浮標詳細図（１）

A (H-17)

(ZWB-130型)

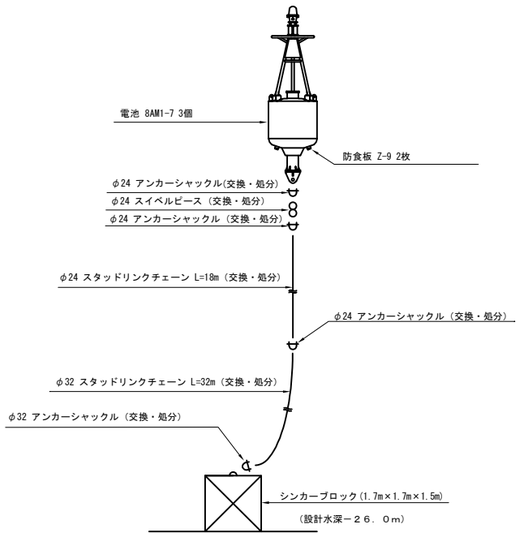

U (H-18)

(ZWB-130型)

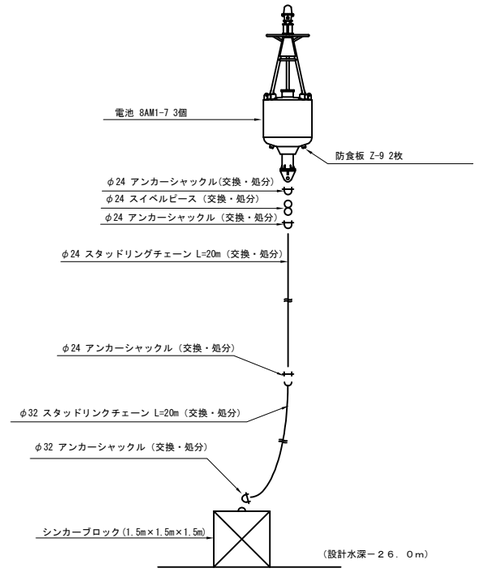

(H-12) → V (I-1) → 仮置場

(ZWB-130型)

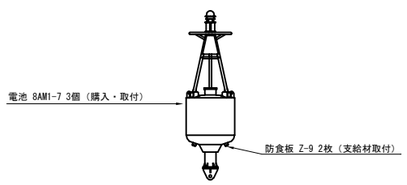

(ZWB-130型)

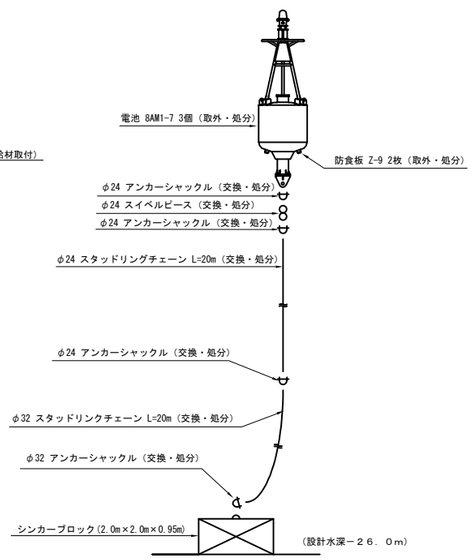

※使用する防食板の規格は下記同等品以上とする。
Z-3：アルミニウム合金製　100mm×100mm×30mm　ボルト締め
Z-9：アルミニウム合金製　300mm×150mm×40mm　ボルト締め

年　度	令和6年度	図面番号	2
工 事 名	茨城港灯浮標他維持管理工事		
図面名称	灯 浮 標 詳 細 図（１）		
縮　尺	―	単　位	
設計年月	令和6年 2月	組　数	
国土交通省 関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所			

灯浮標詳細図（２）

仮置場（H-2） → P（I-2） → 仮置場

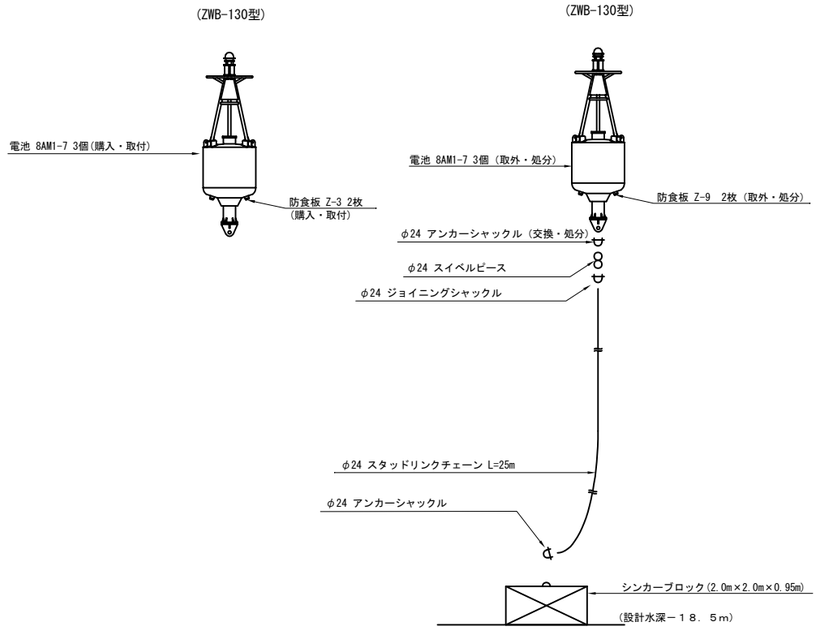

仮置場（H-14） → Q（H-16） → 仮置場

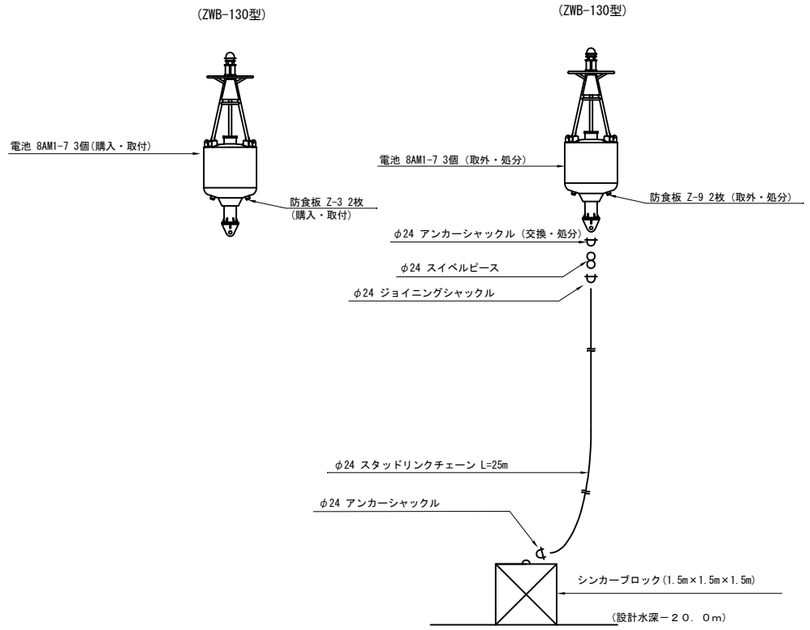

S（H-8）

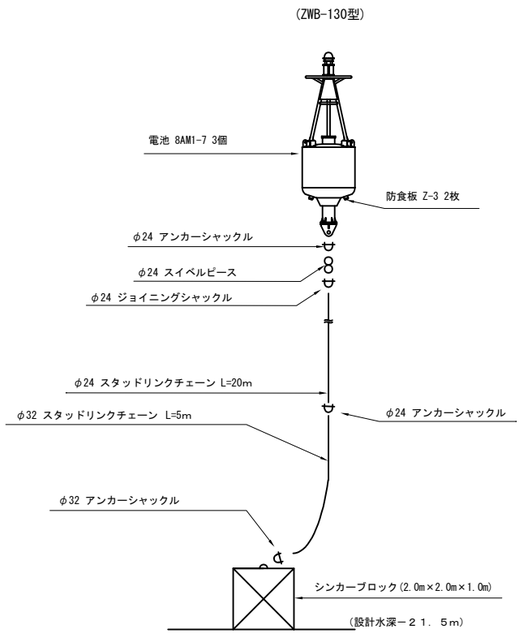

R（H-7）

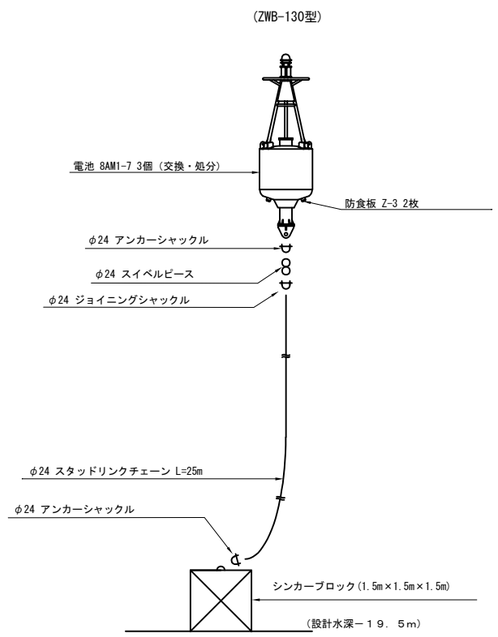

※使用する防食板の規格は下記同等品以上とする。
Z-3：アルミニウム合金製　100mm×100mm×30mm　ボルト締め
Z-9：アルミニウム合金製　300mm×150mm×40mm　ボルト締め

年　度	令和6年度	図面番号	3
工 事 名	茨城港灯浮標他維持管理工事		
図面名称	灯 浮 標 詳 細 図（２）		
縮　尺	―	単　位	
設計年月	令和6年 2月	組　数	
国土交通省 関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所			